

# Business Certificate news

No. TCCI-0105

Date : 2019 年 2 月 26 日

## 申請書類の内容に不備が発生したものについて（キャンセル扱い）

各 位

当センターにご申請いただいております各種証明書に関して、書類上の不備が散見されています。真正でない貿易関係証明が発給された場合、申請者および代行業者が罰則規定に則り、登録の抹消、あるいは、1 か月間の発給停止となるだけでなく、証明の国際的信用の失墜を招き、証明を利用する多くの法人（団体）・個人事業主が多大な不利益を被ることとなります。「商工会議所原産地証明書等貿易関係書類認証規程」および作成要領の内容をご確認のうえ、真実かつ正確なものをご申請くださいますようお願い申し上げます。

また、4 月 1 日より、以下に該当する書類はキャンセルとさせていただきます。

- ① 申請件数が 4 件以上（目安）で同一申請（証明依頼書単位）内に同じ内容の不備が発生している場合
- ② 同一書類内に不備が多発している場合（目安：1 件中に 4 つ以上／典拠資料における不備を含む）  
※この項目に該当すると当所が判断した時点で、審査を中断します。
- ③ 申請者の手元に申請書類一式の控えがない等により、当所が申請者に対して正確に不備内容を連絡できないと判断した場合

上記により、キャンセルとなった書類につきましては、整合性および作成要領をご理解いただいでうえて、再度ご申請ください。

当センターでは申請者サポートメニューとして「個別相談」や「非特惠原産地証明書記載要領説明会」をご用意しております。不備項目について詳しい説明をご希望の方、作成要領についての理解を深めたい方は[こちらのメニュー](#)をご活用ください。

【参考】申請にあたっての基本原則（「商工会議所原産地証明書等貿易関係書類認証規程」 一部抜粋）

- 原産国の認定は、関税法施行令ほか別表の原産地の認定基準に準じて行うものとする。
- 申請者は、申請書類の内容について事前に十分チェックし、正しい内容のものを発給者に提出しなければならない。
- 原産地証明書によって第三者に損害等が生じた場合には、申請者および代行業者は、一切の責任をもってその解決に当たり、発給者の名誉を回復するとともに、発給者が被った一切の損害および費用等に対して賠償の責めを負う。